

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社C I J			コード	4826
提出日	2025/9/2	異動（予定）日	2025/9/18		
独立役員届出書の提出理由	・独立役員の該当状況についての説明に変更が生じたため。（1）（2）（5）（6）				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	川島 祐治	社外取締役	○							△							訂正・変更	有
2	任田 信行	社外取締役	○							△							訂正・変更	有
3	花川 典子	社外取締役	○													○		有
4	秋山 達也	社外監査役	○									△						有
5	吉野 松樹	社外監査役	○							△							訂正・変更	有
6	植木 英次	社外監査役	○							△							訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	川島祐治氏は、2013年まで当社グループの主要販売先である株式会社NTTデータの業務執行者でありました。株式会社NTTデータと当社グループの間には、年間2,918百万円、販売シェア10.8%（2025年6月期）の販売取引が存在しております。 また、同氏は2017年まで、株式会社NTTデータの子会社である株式会社NTTデータ・アイの業務執行者であり、また、2020年まで、株式会社NTTデータの子会社である株式会社NTTデータ経営研究所の業務執行者でありました。両社は当社の主要取引先に該当しないため概要の記載を省略します。	同氏が株式会社株式会社NTTデータを退職した後、同氏と当社グループとの間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者として独立性が確保されていると判断したため。
2	任田信行氏は、2013年まで当社グループの主要販売先である株式会社日立製作所の業務執行者でありました。株式会社日立製作所と当社グループの間には、年間2,150百万円、販売シェア8.0%（2025年6月期）の販売取引が存在しております。 また、同氏は2015年まで、株式会社日立製作所の子会社である株式会社日立ソリューションズの業務執行者であり、また、2020年まで、株式会社日立製作所の子会社である株式会社日立社会情報サービスの業務執行者でありました。両社は当社の主要取引先に該当しないため概要の記載を省略します。	同氏が株式会社日立製作所を退職した後、同氏と当社グループとの間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者として独立性が確保されていると判断したため。
3	—	同氏と当社グループとの間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者として独立性が確保されていると判断したため。
4	秋山達也氏は、2018年まで当社グループの取引先である東洋証券株式会社の業務執行者でありました。東洋証券株式会社と当社グループの間には、通常条件による取引以外の関係はなく、取引金額も小額のため概要の記載を省略します。	同氏が東洋証券株式会社を退職した後、同氏と当社グループとの間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者として独立性が確保されていると判断したため。
5	吉野松樹氏は、2023年まで当社グループの主要販売先である株式会社日立製作所の業務執行者でありました。株式会社日立製作所と当社グループの間には、年間2,150百万円、販売シェア8.0%（2025年6月期）の販売取引が存在しております。	同氏が株式会社日立製作所を退職した後、同氏と当社グループとの間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者として独立性が確保されていると判断したため。
6	植木英次氏は、2018年まで当社グループの主要販売先である株式会社NTTデータの業務執行者でありました。株式会社NTTデータと当社グループの間には、年間2,918百万円、販売シェア10.8%（2025年6月期）の販売取引が存在しております。 また、同氏は2024年6月まで、株式会社NTTデータの子会社である株式会社NTTデータフィナンシャルテクノロジーの業務執行者であり、また、2024年6月まで、株式会社NTTデータの子会社であるエヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社の業務執行者でありました。両社は当社の主要取引先に該当しないため概要の記載を省略します。	同氏が株式会社株式会社NTTデータを退職した後、同氏と当社グループとの間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者として独立性が確保されていると判断したため。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。